

「3R+Renewable」!?

地球に優しい仕組みへ



皆さんは「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」をご存じでしょうか。

この法律は、多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進することを目的としています。

今回この法律について主に事業者の取り組むべき内容を中心に説明したいと思います。

1. 法律制定の経緯について

この法律の施行までの経緯は、まず、昨年の通常国会で可決成立しました。その後、今年の1月14日の閣議で関係政令について閣議決定され、さらに同月19日に政省令・告示が公布され、来る4月1日(金)から施行されることとなっています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立
令和3年6月11日公布

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

■ 背景

○ 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項 ※赤字は個別の措置事項の主務大臣を示す。

設計・製造 【環境配慮設計指針】経産大臣、事業所管大臣(内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 <付け替えボトル>	販売・提供 【使用の合理化】経産大臣、事業所管大臣(厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣) ● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 <ワンウェイプラスチックの例>	排出・回収・リサイクル 【市区町村の分別収集・再商品化】経産大臣、環境大臣 ● プラスチック資源について、市区町村による分別ルートを活用した再商品化を可能にする。各自治体の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <プラスチック資源の例> 【製造・販売事業者等による自主回収】経産大臣、環境大臣 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 <店頭回収等を促進> 【排出事業者の排出抑制・再資源化等】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣) ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 経産大臣、環境大臣
--	---	---

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行

<施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日>

2. 法律施行の背景について

この法律の施行の背景は、最近の海洋プラスチック問題・温暖化問題など環境問題の深刻化や諸外国による廃棄物輸入規制強化に伴うプラスチック資源循環の必要性の高まりがあります。中でも海洋プラスチック問題は世界規模で注目され、SDGsの14番目の目標にも該当する解決すべき課題となっています。

3. 設計・製造段階の取り組みについて

プラスチック資源循環を促進するため、プラスチック使用製品の設計の段階において、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類の工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進します。

8

4. 販売・提供段階の取り組みについて

商品の販売等に伴って消費者に無償で提供されるプラスチック製品のうち12品目(フォーク・スプーン・テーブルナイフ・マドラー・飲料用ストロー・ヘアブラシ・くし・かみそり・シャワーキャップ・歯ブラシ・衣類用ハンガー・衣類用カバー)を「特定プラスチック使用製品」に指定しています。また、これらの「特定プラスチック使用製品」を提供するコンビニ、スーパー、百貨店、飲食店、ホテル、旅館、クリーニング等の事業者を提供事業者指定しています。提供事業者には提供量の多寡に関わらず、①消費者への意思確認の徹底、②有料化・ポイント還元、③製品の薄肉化・軽量化、④代替素材への転換等の取組を行っていただきます。どの取組を行うかについては、選択肢を国が「判断の基準」の中で示し、業種業態に応じた取組を選択していただきます。なお、「特定プラスチック製品」の有料化を義務化するものではありません。

また、提供事業者に対しては、取組の実施状況を踏まえ、必要に応じて「指導・助言」、「特定プラスチック製品」の提供量が年間5トン以上の事業者に対しては、取組が著しく不十分な場合に「勧告・公表・命令・罰則」の措置を講じる場合があります。

【特定プラスチック使用製品（ワンウェイプラスチック）の使用の合理化】（政省令）

（１）「特定プラスチック使用製品（ワンウェイプラスチック）」の製品、業種の指定

以下の主としてプラスチック製の製品及び当該製品を無償提供している業種を指定。

製品	業種	主務大臣
スプーン、フォーク、ナイフ、マドラー、ストロー ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ ハンガー、衣類用カバー	コンビニ業、スーパー業、百貨店業、通販業 など	経産
	飲食店業、フードデリバリー業 など	経産、厚労、農水
	ホテル業、旅館業	経産、厚労、国交
	クリーニング業	経産、厚労

※主たる事業が指定業種に該当しなくても、事業活動の一部で指定業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。

（２）事業者による取組（目標の設定、判断の基準）

全ての特定プラスチック使用製品提供事業者が使用の合理化に関する目標を定め、業種や業態の実態に応じて以下から有効な取組を選択・実施：「有料化義務化」ではない

- 提供方法の工夫：
有料化、ポイント還元、声かけ、繰り返し使用の促進
- 製品の工夫：
薄肉化、軽量化、原材料の種類（再生可能資源、再生プラスチック）の工夫、繰り返し使用可能な製品、適切な寸法の製品

（３）「多量提供事業者※」の要件 ※取組が著しく不十分な場合、勧告・公表・命令の対象

前年度に提供した特定プラスチック使用製品の量が5トン※以上の事業者を対象

※ 小売店：10～20店舗、ホテル：4～5施設、クリーニング：10店舗程度での提供量に相当。

5. 排出・回収・リサイクルの取り組み

市区町村による分別収集・再商品化、製造・販売事業者による自主回収、排出事業者による排出抑制・再資源化等の取組を行う際、再資源化計画等を作成し国の認定を受けることで、廃棄物処理法の特例が適用される等の措置を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の再資源化等を促進します。

6. さいごに

プラスチックの資源循環に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に進め、相乗効果を高めていくことが重要です。

詳細は以下のリンクをご覧ください。 ▶ <https://plastic-circulation.env.go.jp/>

お問合せ先 経済産業部 環境資源課 ☎098-866-1757